

## 文書送達が開始に

10月8日より、教育委員会と学校間で給食配送車を利用して文書の配送が実施されています。当初の想定とは異なり、配送できる文書に制限がかかるということで前回の連携会議でも議論になったところです。会議で話した内容の補足と併せて、欠席した人にもわかりやすいようにまとめていきたいと思います。

## 配送文書の制限

市教委からの連絡では、「個人情報を含む文書や現金は配送業務へ含めないでください。また、信書に該当する文書は、配送できませんので、郵送願います。」との記載がありますので、制限がかかるのは次の3つになります。

- ・個人情報を含む文書
- ・現金
- ・信書

個人情報を含む文書の制限がある理由に関しては、個人情報保護法第20条で定められている「安全管理措置」によるところが大きいと考えられます。つまり、保有する個人情報を安全に管理する義務があります。

個人情報とは ⇒ 特定の個人を識別できるもの

ポイント

- ・記録形式は問わない（紙面でもデータでも）
- ・公になっていても個人情報になる
- ・識別できる番号なども該当する（運転免許証番号、職員番号など）

現金の制限がある理由は、当然金銭事故を防ぐためだと考えられますが、これに関しては配送業務に含ませてほしいという意見はほぼないと思います。ちなみに金銭の配送は法律で禁止されてはいないので違法にはなりません。多くの配送業者は約款の中で現金を取り扱わないとしているので契約違反にはなりません。また、郵便で送る場合は郵便法により現金書留以外で送ると違法になります。

おまけ ～ 現金を普通郵便で送ったらどうなるの？ ～

現金を書留で送らなければならないというのは郵便法第17条に規定されていますが、実はこれには罰則規定がないので、間違っても普通郵便で送ったとしても注意される程度で済みます。

しかし第84条には、不法に郵便料金を免れることに対する罰金の規定があります。つまり、郵便料金を安く済ませようと常習的に普通郵便で送っていると処罰されるので注意しましょう。

## 信書の制限

前回の会議で主に話し合いになったのは信書に関してです。議論の中では、信書ってそもそもなんだ？とか、何で信書はダメなのか？とか、請求書は信書になるらしいけど執行決議書は出せなくなるのか？とか、業者が登録すれば信書を配送できるのか？などの様々な疑問が出ました。

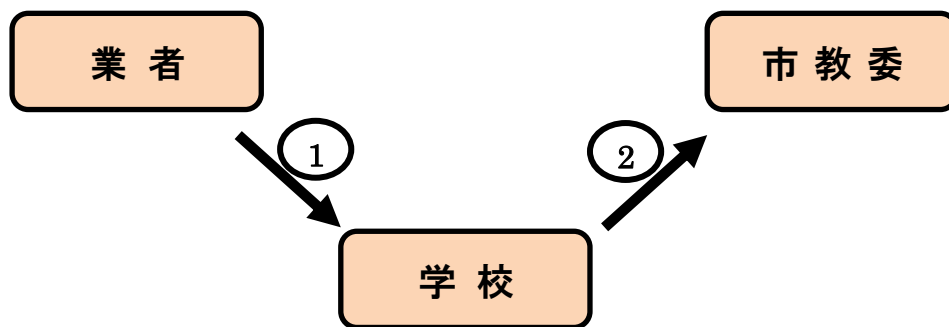
信書の配送に制限がある理由は、郵便法によって「他人の信書の送達を業としてはならない」と定められているため、公務サービスに信書の配送も頼むと違法になるからです。

**信書とは ⇒ 特定の受取人に対し、差出人の意志を表示し、又は事実を通知する文書**

- ポイント
- 特定の受取人とは個人に限らない（法人でも、団体でも）
  - 個人情報と違い、データは信書にならない（文書ではないので）

具体的にどういうものが信書になるか、会議の中で出た執行決議書を例にして説明します。

市経理で購入した場合、請求書の流れは以下の通りになります。



請求書を送付する場合、①では業者（差出人）から学校（受取人）に対して請求の意志を表示する文書になるので信書に該当します。

②で、例えば、請求書をただ転送するだけというケースの場合、この請求書は学校（差出人）から市教委（受取人）に対して意思表示をしている訳ではないので、信書にはなりません。ただ、執行決議書として提出する場合は、業者に対して代金を支払ってほしいという意思表示が加わるので信書に該当します。

つまり請求書は必ず信書になるというものではありません。

おまけ ～ 仕送りに手紙を入れるのは違法なの？ ～

ドラマなどで実家からの仕送りに手紙が入っているというシーンがありますが、普通に考えたら、手紙は信書なので宅配便で送ると違法になりそうです。ところが、例外として「貨物に添付する無封の添え状又は送り状」は信書でも宅配便等で送ることができます。つまり、①荷物と一緒に送り、②荷物がメインで信書が付属であり、③信書の内容が荷物と密接に関連し、④封をしていないものが該当します。

仕送りの手紙はこの例外に該当するため違法ではないのです。ただ、荷物と全然関係ない内容の手紙を入れると法に触れる可能性があるのが怖いところですね。

## 信書の配送における例外

上で書いた通り、日本郵便以外が信書の配送を行うことは禁止されていますが、この郵便法の適応が除外される場合があります、信書便法によって定められています。

下記の2つの事業において、許可を受けた事業者は信書の配送が可能になります。

- 一般信書便事業
- 特定信書便事業

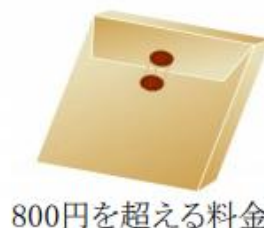
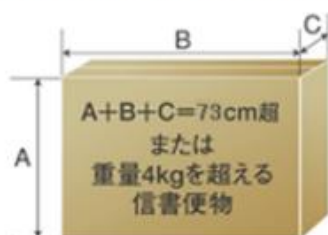
### 一般信書便事業とは ⇒ 全国全面参入型

- 参入条件が厳しい
- 全国一律の料金
  - 全国に信書便差出箱を設置（郵便ポスト） など

そのため **現時点で許可を受けている事業者は一つもありません**

民間で現実的なのは、特定信書便事業の許可を受けることです。  
一般信書便事業が全国全面参入型なのに対して、特定信書便事業は特定サービス型になります。  
特定サービスとは以下の3つで、いずれかに該当する必要があります。

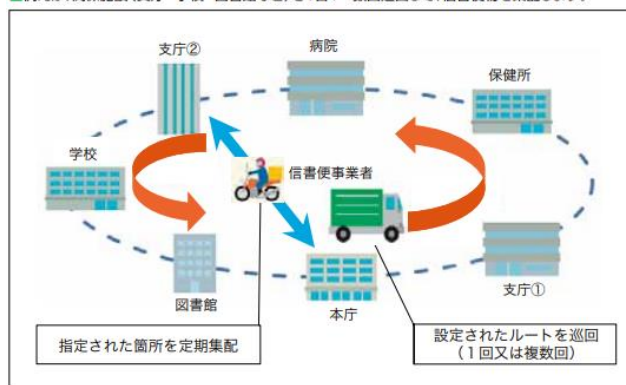
- ①大型信書便サービス (例: 本庁・支庁間の巡回便)
- ②急送サービス (例: バイク便等の急送便)
- ③高付加価値サービス (例: 配達記録、電報類似型)



つまり、給食配送車で信書の配送を可能にするには、公務サービスに①の大型信書便サービスで特定信書便事業の申請をしてもらうことが必要でしょう。ここで、公務サービスの業務が特定信書便事業に当てはまるのかということが問題になりますが、総務省のHPで例に挙げているビジネスプランの中に似たようなものがあるので大丈夫だと思われます。

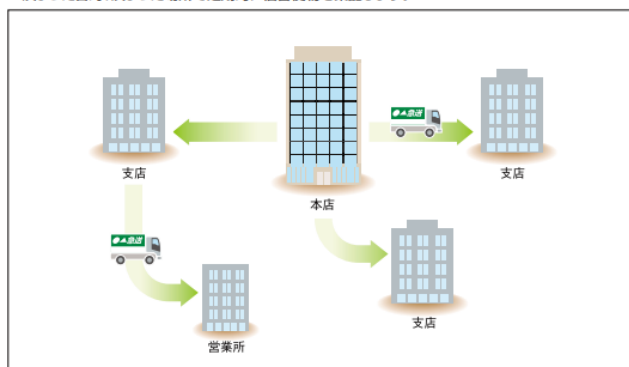
### 巡回集配サービス

■例えば、関係施設（支庁・学校・図書館など）を1日1～数回巡回して、信書便物を集配します。



### 定期集配サービス

■例えば、本店から差し出される信書便物を毎週金曜日に受け取り、翌週月曜日に支店に配達するなど決まった日時、決まった場所で定期的に信書便物を集配します。



しかし、特定信書便事業の許可を受けるための基準というのも当然あるため、簡単に考えられる話でもないというのが現実です。